# 沖縄県試験研究評価会議開催要領

（主　旨）

第１条　県立試験研究機関(以下「研究機関」という。)が実施する研究課題及び研究事業体系等について、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興、亜熱帯性気候等を生かした持続可能な農林水産業の振興、地域を支える第２次産業と県産品の振興に資する試験研究を効率的・効果的に実施するため、沖縄県試験研究評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

（評価事項）

第２条　評価会議は、次の事項について評価を行う。

⑴　研究機関が実施する研究課題、研究事業体系及び研究推進の方向性に関すること

⑵　重点研究課題の各候補を評価し、課題を決定すること

⑶　その他試験研究の効率的・効果的な推進に必要な事項に関すること

（評価対象研究機関）

第３条　評価の対象は、次の研究機関とする。

⑴　農業研究センター(本所、名護支所、宮古島支所、石垣支所)

⑵　畜産研究センター

⑶　森林資源研究センター

⑷　水産海洋技術センター(本所、石垣支所)

⑸　海洋深層水研究所

⑹　工業技術センター

（会議）

第４条　評価会議は、企画振興統括監が招集し、これを主宰する。

２　企画振興統括監が欠けたとき、又は事故あるときは、企画振興統括監のあらかじめ指定する者がその職務を代理する。

３　構成員は、別表１に定める職にある者とする。

４　構成員は、都合により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

５　評価会議は、第２条に掲げる事項のうち、研究事業体系及び研究推進の方向性等について、総合的な評価を行う。

６　主宰者は必要があると認めるときは、評価会議に別表１に定める職にある者以外の者の出席を求めることができる。

７　評価会議出席者は、当該会議で知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

（会議の庶務）

第５条　評価会議の庶務は、科学技術振興課が行う。

（補　則）

第６条　この要領に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、科学技術振興課

長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１５年１０月１５日から施行する。

附　則

この要領は、平成１６年９月７日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年７月２６日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年４月１８日から施行する。

附　則

この要領は、平成１９年４月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年６月２日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１８日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年５月２１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年５月３１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年７月４日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年６月８日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年８月１２日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年８月２８日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年８月６日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月２０日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年７月４日から施行する。

別表１（第４条関係）

財 政 統 括 監
環境企画統括監
保健衛生統括監
農政企画統括監
産業雇用統括監

# 沖縄県農林水産部試験研究評価会議開催要領

（主　旨）

第１条　県立試験研究機関等(以下｢研究機関等｣という。)が実施する研究課題及び研究事業体系等について、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく産業振興のための基本施策の推進にあたり、新たな産業の創出や産業の高度化、強くしなやかな自立型経済の構築などに資する試験研究を効率的・効果的に実施するため、有識者等関係者が評価を行う沖縄県農林水産部試験研究評価会議(以下｢評価会議｣という。)を開催する。

（評価事項）

第２条　評価会議は、次に揚げる事項について評価を行う。

(1) 研究機関等が実施する研究課題、研究事業体系及び研究推進の方向性に関すること

(2) その他試験研究の効率的・効果的な推進に必要な事項に関すること

（評価対象機関）

第３条　評価の対象は、以下の機関とする。

(1) 農業研究センター(本所、名護支所、宮古島支所、石垣支所)

(2) 畜産研究センター

(3) 森林資源研究センター

(4) 水産海洋技術センター(本所、石垣支所)

(5) 海洋深層水研究所

(6) 家畜衛生試験場

(7) 栽培漁業センター

（会　議）

第４条　評価会議は、以下の会議をもって構成する。

(1) 評価会議個別評価部会(以下｢個別評価部会｣という。)

(2) 評価会議機関評価会議（以下「機関評価会議」という。)

（会議の庶務）

第５条　個別評価部会の庶務は、別表に定める機関が行う。

２　機関評価会議の庶務は、第３条に定める機関が行う。

（個別評価部会）

第６条　個別評価部会は、別表に定める庶務を行う機関の長が招集し、これを主宰する。

２　別表に定める庶務を行う機関の長が欠けたとき、又は事故あるときは、当該者の職務代理者を置くことができる。

３　構成員は、別表に定める外部専門家（関係機関の長を加えることができる）とする。外部専門家は３名程度とし、産学官の有識者のうちから各個別評価部会の庶務を行う機関の長が依頼する。

４　個別評価部会の庶務を行う機関の長は、外部専門家を依頼しようとするときは、あらかじめ、農林水産総務課長と協議するものとする。ただし、外部専門家として同一人物に継続して依頼する場合は、この限りでない。

５　個別評価部会は、第２条に掲げる事項の研究課題のうち、県単独予算及び沖縄振興特別推進交付金の課題について、個別的な評価を行う。

６　他部局研究機関の県単独予算及び沖縄振興特別推進交付金の課題について、主宰者が必要と認めるときは、個別的な評価を行うことができる。
７　主宰者は必要があると認めるときは、個別評価部会に構成員以外の者の出席を求めることができる。
８　個別評価部会出席者は、当該会議で知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

（機関評価会議）
第７条　機関評価会議は、第３条に定める評価対象機関の長が召集し、これを主宰する。
２　会議の開催及び運営方法については、主宰者に一任する。

（補　則）
第８条　この要領に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、農林水産総務課長が別に定める。

附　則
この要領は、平成２４年　６月　８日から施行する。
この要領は、平成２５年　６月　３日から施行する。
この要領は、平成２７年　７月１７日から施行する。
この要領は、平成３１年　４月２６日から施行する。

# 沖縄県商工労働部試験研究評価会議開催要領

（主　旨）

第１条　県立試験研究機関(以下「研究機関」という。)が実施する研究課題及び研究事業体系等について、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく産業振興の推進にあたり、新たな産業の創出や産業の高度化、県民生活の質の向上などに資する試験研究を効率的・効果的に実施するため、有識者等関係者が評価を行う沖縄県商工労働部試験研究評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

（評価事項）

第２条　評価会議は、次に揚げる事項について評価を行う。

(1) 研究機関が実施する研究課題、研究事業体系及び研究推進の方向性に関すること

(2) その他試験研究の効率的・効果的な推進に必要な事項に関すること

（評価対象研究機関）

第３条　評価の対象は、以下の研究機関とする。

(1) 工業技術センター

（会　議）

第４条　評価会議は、以下の会議をもって構成する。

(1) 評価会議個別評価部会(以下「個別評価部会」という。)

(2) 評価会議機関評価会議（以下「機関評価会議」という。）

（個別評価部会）

第５条　個別評価部会は、別表１に定める庶務を行う研究機関の長が招集し、これを主宰する。

２　別表１に定める庶務を行う研究機関の長が欠けたとき、又は事故あるときは、当該者の職務代理者を置くことができる。

３　構成員は、別表１に定める外部専門家とする。外部専門家は３名とし、産学官の有識者のうちから各個別評価部会の庶務を行う所属長が依頼する。ただし、所属長は、外部専門家を依頼しようとするときは、あらかじめ、ものづくり振興課長と協議するものとする。

４　個別評価部会は、第２条に掲げる事項の研究課題のうち、県単独予算及び沖縄振興特別推進交付金による課題について、個別的な評価を行う。

５　主宰者は必要があると認めるときは、個別評価部会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

６　個別評価部会出席者は、当該会議で知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

（機関評価会議）

第６条　機関評価会議は、第３条に定める評価対象研究機関の長が召集し、これを主宰する。

２　会議の開催及び運営方法については、主宰者に一任する。

（会議の庶務）

第７条　個別評価部会の庶務は、別表１に定める研究機関が行う。

２　機関評価会議の庶務は、第３条に定める研究機関が行う。

（補　則）

第８条　この要領に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、ものづくり振興課長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２４年５月25日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年５月30日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年６月４日から施行する。

別表１　（第５条及び第６条関係）

沖 縄 県 商 工 労 働 部 試 験 研 究 評 価 会 議　個別評価部会

| 部会名 | 対　象　分　野 | 庶　務 | 構　成　員 |
|---|---|---|---|
| 食品・化学 | 食品資源<br>食品加工<br>醸造<br>環境化学<br>資源化学 | 工業技術センター | 外部専門家 |
| 生産技術 | 工業材料<br>製造プロセス<br>工業デザイン<br>環境技術<br>エネルギー | 工業技術センター | 外部専門家 |

# 沖縄県工業技術センター機関評価会議開催要領

（目的）

第１条　「沖縄県商工労働部試験研究評価会議開催要領」第４条に基づき沖縄県工業技術センター機関評価会議（以下「機関評価会議」という）を開催する。

（主宰）

第２条　機関評価会議は、工業技術センター所長が招集し、これを主宰する。

（構成員）

第３条　構成員は工業技術センター各班長、県関係各課の班長、及び所長が必要と認めた者とする。

（評価対象課題）

第４条　機関評価会議は年度途中及び次年度から試験研究を行う全ての研究課題を対象とする。

（１）機関評価会議の後に挙がる課題については、「試験研究評価の事務扱い」３（３）②ア及びイに基づき審査を行う。

（評価の種類）

第５条　評価の対象となる課題は、事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価に分類して評価を行う。

（１）事前評価は年度途中及び次年度から試験研究を実施する課題。

（２）中間評価は研究期間が５年以上の課題。開始後３年目毎に進捗を評価する。ただし、そのときが研究期間の最終年であるときは評価を行わない。

（３）事後評価は前年度までに終了した課題及び成果情報として提供予定の課題。

（４）追跡評価は試験研究終了年度から３年を経過した実用化課題。

（評価の方法）

第６条　構成員は必要性、効率性、有効性の視点から評価を行う。

（１）必要性は科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、県費を用いた研究開発としての妥当性。

（２）効率性は計画・実施体制の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性。

（３）有効性は成果または見込まれる成果に着目した目的・目標の設置とその達成度合い、直接の内容、効果や波及効果の内容の妥当性。

（４）企業連携共同研究、受託研究（提案公募の受託を除く）については採択または不採択のための評価を行う。

（５）中間評価課題については研究継続、計画の変更または中止のための評価を行う。

（評価結果の取扱）

第７条　評価の結果に基づき研究計画への反映または研究計画の検証を行う。

（１）事前評価、中間評価を受けた提案公募の受託研究は、指摘内容を踏まえて研究計画に反映し、所長の承認後応募を行う。

（２）事後評価の課題で目標に達してないと評価されたものは研究計画を検証し、検証結果について所長へ報告を行う。
（３）事後評価で目標に達していると評価された課題は、技術の普及等を積極的に進める。

（会議の庶務）
第８条　機関評価会議の庶務及び機関評価調書の作成は企画管理班が行う。

（補則）
第９条　この開催要領に定めるもののほか、機関評価会議の運営に関し、必要な事項は所長が別に定める。

附則
この開催要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附則
この開催要領は一部修正し、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

附則
この開催要領は一部修正し、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

附則
この開催要領は一部修正し、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

附則
この開催要領は一部修正し、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

附則
この開催要領は一部修正し、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

附則
この開催要領は一部修正し、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。

附則
この開催要領は一部修正し、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。

# 沖縄県衛生環境研究所機関評価会議設置要領

（目的）
第１条　「沖縄県試験研究評価システムについて」に基づく試験研究評価、また、沖縄県の保健衛生の向上及び環境保全を図るための効果的な研究を推進するため衛生環境研究所機関評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

（主宰）
第２条　評価会議は沖縄県衛生環境研究所長が招集し、これを主宰する。

（構成）
第３条　構成員は衛生環境研究所感染症研究センター室長、各班長、県関係課班長、所長が必要と認めた関係者とする。

（評価対象の範囲）
第４条　「沖縄県試験研究評価システムについて」第２評価の方法１評価対象の範囲のもの及び所長が必要と認めた試験研究とする。

（評価の区分）
第５条　「沖縄県試験研究評価システムについて」第２評価の方法３評価の区分に基づくものとする。

（評価の内容）
第６条　「沖縄県試験研究評価システムについて」第２評価の方法４評価の内容（１）機関評価に基づくものとする。

（事務）
第７条　「試験研究評価の事務取扱い」に基づく機関評価会議の事務は企画管理班が行う。

附則
この要綱は、平成 17 年度において行われる事業から適用する。
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。
この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
この要綱は、令和 5 年 4 月 26 日から適用する。